



困難な問題を抱える女性への支援 に関する法律が施行されました



「寄り添って支える」女性支援新法

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化しています。

コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

国では、こうした困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、これまでの売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた女性支援新法として、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

■ 目的

日常生活や社会生活において女性は、様々な困難な問題に直面することがあります。困難な問題を抱える女性の福祉増進を図るため、女性への支援の施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立した暮らしができる社会の実現に寄与することを目的としています。

■ 対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性と、そのおそれのある女性。



■ 基本理念

1. 困難な問題を抱える女性が、自分の意思を尊重されながら、抱えている問題、その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられて、その福祉が増進されるように、発見、相談、心身の健康回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供できる体制を整備すること

2. 関係機関及び民間団体の協働により、支援が早期から切れ目なく実施されるようにすること

3. 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること



■ 狛江市 女性のためのカウンセリング

女性のさまざまな悩みごとを聴き、解決の糸口となるようカウンセラーが相談をお受けします。

< 相談日 >

毎月第1・2・4水曜日（祝日を除く）

午前9時～正午（予約制）



予約フォーム

